

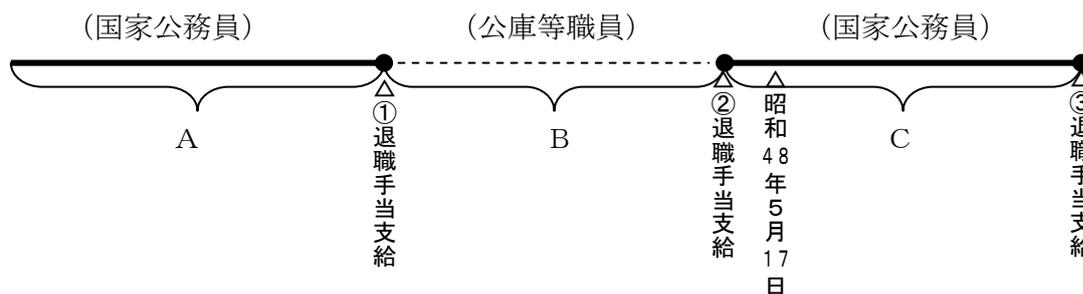
国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第134号)の一部を改正する政令について

今回の改正は、昭和48年5月17日前に公庫等への出向歴のある者等が最終退職する場合における退職手当の額の計算に用いる利率を、公的年金の財政検証の際に用いられる予定運用利回りを参考に見直すもの。

※ 利率（今回新たに定めるのは、平成22年度以後の部分）

平成12年度以前	年5.5%	平成24年度	年2.0%
平成13年度～16年度	年4.0%	平成25年度	年2.2%
平成17年度	年1.6%	平成26年度	年2.6%
平成18年度	年2.3%	平成27年度	年2.9%
平成19年度	年2.6%	平成28年度	年3.4%
平成20年度	年3.0%	平成29年度	年3.6%
平成21年度	年3.2%	平成30年度	年3.9%
平成22年度	年1.8%	平成31年度	年4.0%
平成23年度	年1.9%	平成32年度以後	年4.1%

(参考) 昭和48年5月17日以後に最終退職した者で、同日前に公庫等への出向歴のある者に対する退職手当の計算方法



- ①の時点で公庫等へ退職出向し、Aの期間に係る退職手当を支給
- ②の時点で国家公務員に復帰し、Bの期間に係る退職手当を公庫等から支給
- ③の退職時には、A、B、Cの期間を通算して計算した額から、出向時及び復帰時に支給された退職手当額に、それぞれ一定の利息相当分を加えた額を差し引いた退職手当を支給
 - ・出向時 ①の時点で支給された退職手当額 + BとCの期間の利息相当分
 - ・復帰時 ②の時点で支給された退職手当額 + Cの期間の利息相当分